

佐倉ウィンド・アンサンブル 団 員 規 約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、当団体の設置、組織及び運営管理について必要な事項を定め、音楽を通じて団員相互の親睦を深め、各個の生涯学習として、また地域の文化、公共の福祉増進及び音楽の振興発展に寄与し、活力ある市民活動を推進することを目的とする。

(名称)

第2条 当団体は「佐倉ウィンド・アンサンブル」と称する。

第2章 組 織

(団員の構成)

第3条 当団体の目的に協賛する音楽愛好家を団員として構成する。

(理事会)

第4条 当団体の能率的な運営のため理事会を置く。〔第5条参照〕

(役員及び定数)

第5条 当団体に本部員及び事務局員として次の役員「以下理事という」を置く。

【本部員】	1	団 長	1 名
	2	副団長	2 名
【事務局】	1	事務局長	1 名
	2	総 務	1 4 名
		庶務係 2 名・広報係 2 名・経理係 2 名・備品係 2 名	
		楽譜係 2 名・企画演出係 2 名・監査係 2 名	
	3	パートリーダー	各 1 名

②前項に規定する各理事で「理事会」を構成する。

③前各項に定めるものの他、必要により「相談役」を選任する。

(理事の任期及び選解任)

第6条 当団体の理事の任期は1年とし、選解任は次の通りとする。

- 1 選任については本人の申し出、または、団員相互の推薦による。なお理事選任の決定については、総会での承認を必要とする。
- 2 理事は支障のない範囲において、他の理事及びリーダー等を兼ねることができる。
- 3 解任は、原則として任期満了の年度切り替えとする。ただし、再任は妨げないものとする。
- 4 相談役は、当団体の運営を後援し、その発展に寄与する。また理事会の求めにより総会・理事会への出席並びに必要な事項を執務または管理する。
なお、相談役は当団員規約に掲げる各規程について、第5条及び第8条以外の規約を適用せず、議事事項については助言に留め議決権を有しない。

(年度)

第7条 当団体の活動、会計、理事の年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第3章 理事及び団員

(理事の責務)

第8条 当団体の理事の責務は次の通りとする。

- 1 団長・・・当団体を代表し、総会及び理事会を招集、目的達成のため団務を総括する。
 - 2 副団長・・・団長を補佐し、団長に事故あるときは、代行する。
 - 3 事務局・・・事務局長を責任者として総務（各担当事務）を円滑に運営する。
 - 庶務係＝練習計画、購入物品等、団内事務の企画立案及び、関係機関との渉外事務一般。
 - 広報＝団員募集その他、演奏会案内・ポスター、プログラム等の企画作成事務。
 - 経理係＝団費の徴収、その他団内の経理事務全般
 - 備品係＝団所有備品の管理事務
 - 楽譜係＝団所有楽譜の管理事務
 - 演出係＝定期演奏会等演奏行事における演出企画立案
 - 監査＝団内の会計経理に係わる監査事務
 - パートリーダー＝パートを代表し、そのパートの技術向上と円滑な事務連絡及び他の理事の補助的役割を担当
- ※その他、事務的細目は別紙要綱による。

(団員の責務)

第9条 当団体の団員は、第1条に掲げる目的達成のため、また円滑な運営を図るため相互に協力しあうと共に、各理事を補助しなければならない。

(入団)

第10条 当団体への入団は、公募または団員の推薦により入団を希望する者で理事会が認めた者。入団を希望する者は、入団届書（第1号様式）を提出する。また、高校生以下の入団希望者は、保護者の承諾を必要とする。

(退団及び休団)

第11条 当団体の団員は、退団・休団届出書（第2号様式）により退団（休団）を理事会に申請し、退団（休団）できるものとする。ただし、休団についての期間は1年間を限度とし、経過後は退団扱いとする。

また、休団の期間の起点は申し出の翌月1日からとし、起点月から団費の納入を免除するとともに、団員の有する権利及び義務は拘束しないものとする。なお、退団後の再入団は入団金を納入する。

※休団に関する細目

休団とは、あらかじめ3ヶ月以上にわたり、活動に参加できないと予測された場合に限る。ただし、3ヶ月未満に復帰する場合は、休団扱いせず、当該団員は起点月となった月から遡及し継続的な団費の納入の責を負う。

(団員の除名)

第12条 次の各号に掲げる事項に該当する場合、理事会において、通告なくその団員を除名することができる。

- 1 無届けで2ヶ月以上練習を欠席した場合
- 2 正当な理由なく、3ヶ月以上団費の納入を怠った場合
- 3 当規約の趣旨に著しく違反した者
- 4 その他、当団体の円滑な運営の妨げになると理事会が判断した者

第4章 会 議

(会議の種類)

第13条 当団体は、次に掲げる会議を行わなければならない。

- 1 総 会・・・年1回〔4月上旬〕
- 2 臨時総会・・・団員の3分の1以上の要請があったとき
- 3 理 事 会・・・必要により団長が召集、または理事の要請その他、月例予定に定例理事会として計画実施

(総会の成立及び議決)

第14条 総会は団員の過半数の出席〔委任状含〕で成立する。

②議事は、出席者〔委任状含〕の過半数で議決する。

(総会の議事)

第15条 総会は次の事項を議事とする。

- 1 規約の制定及び改廃
- 2 理事の信任
- 3 行事運営に係わる報告及び計画
- 4 収支決算及び収支予算案について
- 5 その他、必要事項

(総会の議長等)

第16条 総会の議長及び書記は、理事会の指名する者が行うものとする。

(その他の会議)

第17条 吹奏楽連盟、その他団外の会議・連絡会・その他の打ち合わせ等の出席者は理事会で指名する。

②前項で指名された者は、責任をもって議事の内容を把握し理事会に報告する。

③経理係は第1項で指名された者に対し、佐倉市以外での会議等の出席1件につき1,000円の負担金を支給する。

第5章 会 計

(経費)

第18条 当団体は、次の収入金により運営管理される。

- 1 団 費
- 2 補助金・寄付金
- 3 その他、演奏会等収入金

(団費)

第19条 当団体の団員は、次の区分により団費を納入すること。

- 1 一 般・・・月額¥2,000〔大学生/専門学校生含〕
- 2 高校生以下・・・月額¥1,000
- 3 入 団 金・・・入団時一律¥2,000
- 4 施設利用費・・・年額¥2,000
- 5 打楽器調整費・・・年額¥2,000〔打楽器修繕及び消耗品購入の一部負担金として打楽器担当団員が納入〕

②団費の納入開始は、入団日の翌月からとする。

③納入された団費は、当団体の運営のため正当に管理支出される。なお、納入された団費は、団員にいかなる事由が生じても返納することはない。

④施設利用費及び打楽器調整費は、上半期を4月1日～9月30日、下半期を10月1

日～3月31日とし、それぞれ半期分（¥1,000）を納めること。なお、中途入団者は、その区分に応じ納入すること。

⑤団費の額については、当団体の運営及び社会情勢を考慮し、総会においてその都度協議する。

第6章 運営管理

（運営）

第20条 当団体は、年度計画及び月例計画に基づき活動され、その主たる行事は次に掲げるものとする。

- 1 合奏練習〔月3回～8回〕
- 2 吹奏楽連盟主催事業〔総会にて次年度参加を協議〕
- 3 団主催演奏会
- 4 その他、演奏要請による演奏会

（管理）

第21条 理事会は、当団体の運営活動の能率化を図るため、次に掲げる簿冊等を作成、管理するものとする。

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 規約／団印 | 2 行事活動計画書／練習記録 |
| 3 予算及び団費出納簿 | 4 団員名簿 |
| 5 備品／楽譜 | 6 その他、必要文書 |

第7章 雑則

（楽器の購入）

第22条 原則として楽器は個人持ちとするが、打楽器については、団予算での購入を協議する。ただし、可能な限り公共機関等からの借用を図る。

（後援会）

第23条 後援会または、協賛団体〔個人〕への連絡及び報告等は、理事会で行う。

（同種団体）

第24条 当団体の地域内で活動する同種音楽団体と努めて交流、連絡を取り協力体制を整え相互の発展を図る。他団体行事に対する祝電等はその都度理事会で協議する。

（団内慶弔関係）

第25条 団員の慶弔に係わる団公用としての電報等の事務取扱は、その都度理事会で協議する。

付 則

（当規約の適用施行日）

第1条 当規約は、平成8年8月1日から適用施行する。

第2条 平成9年4月1日改訂（平成9年12月8日総会決議）

名称について、仮称「佐倉アンサンブル・セレクション」を「市民吹奏楽団“佐倉ウインド・アンサンブル”」に正式名称とした

第3条 平成10年5月18日改訂（平成10年5月17日臨時総会決議）

第4条 平成11年4月12日改訂（平成11年4月11日総会決議）

第5条 平成12年4月10日改訂（平成12年4月9日総会決議）

第6条 平成13年4月9日改訂（平成13年4月8日総会決議）

第7条 平成16年4月12日改訂（平成16年4月11日総会決議）

第8条 平成18年4月3日改訂（平成18年4月2日総会決議）

第9条 平成20年4月7日改訂（平成20年4月6日総会決議）

名称について、「市民吹奏楽団“佐倉ウィンド・アンサンブル”」を「佐倉ウィンド・アンサンブル」に名称変更

第10条 平成22年4月12日改訂（平成22年4月11日総会決議）

第11条 平成23年4月4日改訂（平成23年4月3日総会決議）